

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」（以下、「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善等の一定の水準を満たしている福祉・介護サービス関連法人を認証し、公表することで、人材の確保・育成・定着を図るとともに、業界全体のレベルアップ、イメージ改善につなげることを目的とする。

(実施主体及び事務局)

第3条 本制度の実施主体は、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会（以下、「総合支援協議会」という。）とし、運営に係る業務を行う事務局を社会福祉法人広島県社会福祉協議会に置く。

(認証区分、有効期間、費用等)

第4条 本制度の認証区分は「スタンダード認証法人」と「プラチナ認証法人」（以下、これらを総称して「認証法人」という。）の2段階とし、有効期間、費用等は次のとおりとする。

| | 認証区分 | |
|--------|-----------------------|---|
| | スタンダード認証法人 (業界の常識) | プラチナ認証法人 (業界の牽引役) |
| 有効期間 | 1年間(年度) | 2年間(年度) |
| 費用 | 無料 | 10万円/2年間(年度) ※要件確認のため、納付は 5万円/1年毎とする。 |
| 認証項目確認 | 自己点検 | 社会保険労務士による 訪問コンサルタント |

※費用は税込価格とし、年度毎に更新の承認を行い、請求する。

(認証項目・基準)

第5条 認証項目・基準は、別紙「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 認証項目・基準一覧」のとおりとし、認証法人は、認証区分に応じ、この基準を維持・継続するよう努めるものとする。

(対象法人・申請要件)

第6条 認証法人の申請に当たっては、次の各号のすべてを満たしていることを要件とする。

- (1) 申請は法人単位とし、県内に法人本部があり、法人格を有してから1年以上が経過していること。但し、全国展開などにより県外に法人本部がある場合は、総合支援協議会が認めた場合に限る。
- (2) 申請区分に応じ、第5条の認証基準を満たしていること
- (3) 申請に際して、法人内の従事者等とも宣言の趣旨や具体的な取り組み内容について合意形成・周知が図られていること。
- (4) 広島県社会福祉協議会が実施する無料職業紹介事業の求人検索サイト「福祉のお仕事」への登録を行っていること。

- (5) 社会福祉，保健医療，又は労働に関する法令等について，その内容を遵守し，適正な運営を行っていること。
 - (6) 第14条の規定により，認証の取消しを受けた場合は，取消年度を含め，起算して2年度を経過していること。
- 2 プラチナ認証法人は，前項に加え次の各事項を満たす必要がある。
- (1) スタンダード認証法人として認証されてから，継続して2年以上を経過していること。
 - (2) 認証を受けた翌年度に，スタンダード基準項目の基本データのチェック・修正を実施できること。
 - (3) 毎年4月1日を基準として，総合支援協議会の定める計算式により離職率を報告することとし，総合支援協議会が毎年定める一定の離職率を下回った場合には，有効期間内であっても，認証が失効することに同意できること。

(申請手続き)

- 第7条 認証を受けようとする法人は，別紙「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度申請の流れ」に従い，認証区分に応じ，必要事項を総合支援協議会のホームページから入力するとともに，申請書類一式を所定の期日までに総合支援協議会に提出するものとする。
- 2 事務局は，認証の審査過程において，申請法人に関係法令違反等の疑いがあるなど，要件の適否の判断に時間を要する場合等は，申請受付を保留とすることができる。
 - 3 事務局は，プラチナ認証法人の申請受付後，審査過程において，認証基準の内容確認に係る追加入力や資料提出を求める際に法人と協議の上設定した提出期限を，正当な理由なく1か月以上過ぎた場合は，申請受付を却下することができるものとする。

(認証)

- 第8条 本制度における審査・認証方法は，次のとおりとする。
- 2 スタンダード認証法人
事務局による申請書類等による要件審査，法令違反等がないことを確認のうえ，総合支援協議会長が認証を行い，その旨を通知する。
 - 3 プラチナ認証法人
事務局において申請書類等による要件審査，法令違反等がないことを確認する。
専門家による現地確認を実施する。
認証審査会を開催し，書類・現地確認結果に基づき意見聴取のうえ，総合支援協議会長が認証を行い，文書により通知する。

(認証書の発行及び公表)

- 第9条 総合支援協議会長は，認証法人に対し，認証書を発行するとともに，ホームページ（ふくしかいごネット）で公表する。

(認証の更新)

- 第10条 認証を継続する場合は，当該年度の6月末までに，第7条による申請を再度行い，更新認証を受けるものとする。ただし，プラチナ認証法人については，当該年度の5月1日までに総合支援協議会の定める計算式により算出した「離職率計算表」を提出したうえで，7月又は12月に開催するいずれかの認証審査会において，更新認証を受けるものとする。

(認証の失効)

- 第11条 認証法人は，次のいずれかに該当する場合は，自動的に失効するものとする。

- (1) 期間内に、認証法人が更新手続きを行わなかった場合又は更新認証がされない場合
- (2) プラチナ認証法人からの年1回の報告により、毎年4月1日を基準として総合支援協議会の定める計算式により算出した離職率が、総合支援協議会が毎年定める一定の離職率を下回った事が確認された場合、法人はスタンダード認証法人となり、総合支援協議会はその旨を通知する。

(認証の辞退等)

第12条 認証法人は、次のいずれかに該当する場合は、法人名、所在地、該当理由を記載した書面に認証書を添えて、速やかに総合支援協議会に届け出なければならない。

- (1) 認証を辞退しようとするとき
- (2) 法人を解散若しくは廃止したとき

(立入調査)

第13条 総合支援協議会は、認証法人に対して、認証基準が具備されていること等を確認するため、必要な書類の提出を求め、関係者から状況を聴取し、又は、必要な調査等を行うことができる。

- 2 認証法人は、前項の調査等が実施される場合には、積極的に協力するものとする。

(認証の取消し)

第14条 総合支援協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第5条の認証基準に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) 故意または重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき
- (4) その他、認証審査会の意見を聞いたうえで、総合支援協議会が必要と認めるとき

(ロゴマーク)

第15条 認証区分に応じた認証法人のロゴマークは次のとおりとする。

【スタンダード認証法人】



【プラチナ認証法人】



- 2 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 大きさの変更は自由であるが、原画の縦横比率を保つこと
 - (2) 色の変更は認めないが、単色使用は可能であること
 - (3) 使用は、認証法人の有効期間内とすること

(様式)

第 16 条 様式を次のとおりとする。

| | |
|-------------------------|------------|
| 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度宣言書 | 様式第 1 号 |
| 誓約書 | 様式第 2 号 |
| 提出資料チェックリスト | 様式第 3 号 |
| 認証書 (スタンダード認証法人) | 様式第 4 号- 1 |
| 認証書 (プラチナ認証法人) | 様式第 4 号- 2 |
| 辞退届 | 様式第 5 号 |
| 取消決定通知書 | 様式第 6 号 |

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総合支援協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

平成 28 年 2 月 25 日一部改正

平成 28 年 3 月 30 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改定

令和元年 8 月 30 日一部改正

令和 4 年 7 月 14 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日から適用

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度

宣言書

スタッフ（職員）一人ひとりが、やりがいを持って、働き続けられる魅力ある職場づくりに取り組むことを宣言します。

なお、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」の申請にあたり、次のことに相違ありません。

- 1 事業の実施に係る関係法令等の規定について、その内容を理解し、及び遵守し、適正な事業の運営を行うこと。
- 2 関係法令違反等のない法人である旨、誓約していること。

年 月 日

法人名

代表者名

印

【申請手続きにかかるご担当者】

| | | | |
|-----|------|-----|---------|
| 所在地 | 〒 ー | | |
| 担当者 | 担当部署 | 役職 | |
| | ふりがな | 連絡先 | 電話（ ） ー |
| 名前 | | | |

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 誓約書

年 月 日

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会長 様

所在地

法人名

代表者役職・名前

⑩

当法人及び役員は、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。
- 二 社会福祉、保健医療、又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。
- 三 要綱第14条の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの。

(関連法令)

要綱第6条第5号で定める社会福祉、保健医療、又は労働に関する法令等とは次の法令をいう。

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、社会福祉士及び介護福祉士法、労働基準法、出入国管理及び難民認定法、外国人技能実習法 等

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 プラチナ認証法人申請にかかる提出資料 チェックリスト

チェック日 年 月 日

法人名

◆次のチェック項目に☑のうえ添付資料とともに本書も提出してください。

なお、本チェックリストのコピーを法人でも保管をお願いします。

| 添 付 資 料 | | チェック欄 |
|---------|---------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 法人の理念や事業内容が記載されたパンフレットやリーフレット | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 給与体系の仕組み等がわかるもの（給与規則や給与表など） | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 新規採用者の育成状況がわかるもの（新規採用者育成計画書など） | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 実施しているキャリアパスの内容がわかるもの（キャリアパス制度の要項など） | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 人材育成にかかわる内容がわかるもの（人材育成計画書など） | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 面談の実施ポイントや実施状況がわかるもの（面談の手順書など） | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 資格取得に対する支援の内容や実施状況がわかるもの（資格取得支援の要項など） | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 休暇制度や労働時間の取り決めがわかるもの（休暇規程など） | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 育児介護休暇の取り決めがわかるもの（育児介護休業規則など） | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 職員意見の把握のための取り組み方法がわかるもの | <input type="checkbox"/> |
| | 実施時期 【 】 | |



魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 スタンダード認証法人 認証書

《 法人名 》

福祉・介護人材の確保・定着を図るため、自らが人材育成や働きやすい職場づくり、サービスの質の向上に取り組む、安心して働ける法人として、制度要綱第9条に基づき、次のとおり認証します。

- 1 認証番号 S00000
- 2 有効期間 2023年4月1日から
2024年3月31日まで

2023年4月1日

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会

会長 平石 朗



魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 プラチナ認証法人 認証書

< 法人名 >

福祉・介護人材の確保・定着を図るため、自らが人材育成や働きやすい職場づくり、サービスの質の向上に取り組む、安心して働ける法人として、制度要綱第9条に基づき、次のとおり認証します。

1 認証番号 P00000

2 有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会

会長 平石 朗

様式第5号

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度
辞 退 届

年 月 日

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会長 様

法人名

㊞

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度要綱第12条の規定に基づき辞退します。

| | |
|------|---------------------|
| 法人名 | ふりがな ----- |
| 所在地 | 〒 — |
| 電話 | () — |
| 担当者名 | |
| 辞退理由 | |

| | |
|------|------------------------------------|
| ※ 受付 | 受付日 年 月 日 |
| ※ 備考 | |

- 注) 1. ※印欄は、記入しないでください。
2. 認証書(様式第4号)を添付してください。

様式第6号

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度
取消決定通知書

年 月 日

◁ 法人名 ▷ 様

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会会長

年 月 日付けで認証をしたことについて、年 月 日付けで認証を取り消しましたので、魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度要綱第14条の規定に基づき通知します。

【取消理由】

- 第5条の認証基準に適合しなくなったとき
- 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- 故意または重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき
- その他総合支援協議会が必要と認めるとき